

4	項目	<p>手話や点字など障がい者のコミュニケーション手段を保障するとともに、法律に基づいた聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実を要望する。</p> <p>また、大阪市においても手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定に向けて、より一層国に働きかけるとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づいて、大阪市における手話通訳者の養成事業ならびに手話通訳者派遣事業の充実と質の確保をなされるよう要望する。</p>		<p>の障がいのある方の雇用率は、平成30年6月1日現在で2.92%となっております。</p> <p>今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取り組みに努めてまいります。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話通訳者、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、必要なサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>本市では、平成26年8月市会において、「手話言語法(仮称)の制定を求める意見書」が可決されており、すべての地方公共団体の議会で同趣旨の意見書が可決されていることを踏まえ、全国的な動向も見据えながら、国への働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき策定した「手話に関する施策の推進方針」を踏まえて施策の充実を図っており、各区役所でのタブレット端末を使った遠隔手話通訳のサービス等を実施することにより手話が使用できる環境の整備を行っているところです。引き続き推進方針を踏まえ、手話通訳者派遣事業など施策の充実を努めてまいります。</p>	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>本市においては、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、平成25年10月1日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」(以下「調達方針」という)を策定しております。</p> <p>調達方針に基づき、本市の各所属において障がい者就労支援事業所等に優先的に発注に努めることにより、平成30年度末において、平成29年度発注件数を上回ることを目指すこととしております。</p> <p>今後とも本市関係部局と連携しながら、調達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達の推進に努めてまいります。</p>	
5-1	項目	<p>「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」改正法の施行実施を受け、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層意を用いられるとともに、<u>率先して大阪市として障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続に配慮されるよう要望する。</u></p>		<p><u>障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。</u>特に、地下鉄全駅での可動式ホーム柵設置については、民間会社になっても引き続き大阪市の関与の下に早急に実施するよう要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 人事室 人事課(人事グループ) 電話：06-6208-7431</p> <p>法定の障がい者雇用率については、2.5%と定められておりますが、市長部局で</p>	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8079 都市計画局 開発調整部 開発誘導課 電話：06-6208-9319 都市計画局 開発調整部 開発誘導課(エリアマネジメント支援) 電話：06-6208-7856</p> <p>本市では、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が日常生活や社会活動に利用する建築物や旅客施設、道路、公園、駐車場(以下、「建築物等」という。)の施設を安全かつ快適に利用することができるように整備し、自立支援型福祉社会「ひとにやさしいまちづくり」の実現を推進しております。</p> <p>これまでも既存の本市所管の建築物等に</p>	
5-2	項目			<p>「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」改正法の施行実施を受け、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層意を用いられるとともに、<u>率先して大阪市として障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続に配慮されるよう要望する。</u></p>
	回答			<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>本市においては、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、平成25年10月1日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」(以下「調達方針」という)を策定しております。</p> <p>調達方針に基づき、本市の各所属において障がい者就労支援事業所等に優先的に発注に努めることにより、平成30年度末において、平成29年度発注件数を上回ることを目指すこととしております。</p> <p>今後とも本市関係部局と連携しながら、調達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達の推進に努めてまいります。</p>